

薬生薬審発 0808 第 1 号  
平成 28 年 8 月 8 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」を利用した毒物及び劇物取締法に係る  
登録等の電子申請の廃止について

毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。)において厚生労働大臣に登録することとされている毒物及び劇物の製造業者又は輸入業者 (以下「原体製造・輸入業者」という。)に係る登録等については、「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」を経由した電子申請を受け付けていました (平成 16 年 3 月 15 日付薬食化発第 0315001 号「「厚生労働省電子申請・届出システム」を利用した毒物及び劇物取締法に係る登録等の電子申請について」及び平成 18 年 3 月 23 日付薬食化発第 0323001 号「「厚生労働省電子申請・届出システム」を利用した電子申請に対する登録等の事務の運用の変更について」参照。)

今般、その利用実績等を踏まえ、継続の要否について検討を行い、意見公募の上で下記のとおり当該電子申請手続きを廃止することとしました。つきましては、廃止後の原体製造・輸入業者に係る登録等については、紙又は FD 申請等によってのみ申請又は届出を受け付けていただくこととなりますので、御了知願います。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学製品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

1. 廃止する電子申請手続き  
別紙のとおり。
2. 廃止する年月日  
平成 28 年 8 月 31 日 (水)



## ◆廃止する電子申請手続一覧

以下の手続は従来、e-Gov 経由での申請及び届出も受け付けていましたが、平成 28 年 9 月 1 日以降は各都道府県等の窓口でのみの受付となります。

手続名	根拠法令	手続の概要
毒物劇物製造業又は輸入業の登録	法第4条第1項	毒物劇物製造業、輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに、その所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長が行います。(ただし、製剤の製造(製剤の小分けを含む。以下同じ。)若しくは原体の小分けのみ行う製造業者又は輸入のみ行う輸入業者に関する登録は都道府県知事等。)
毒物劇物製造業又は輸入業の登録の更新	法第4条第4項	毒物劇物の製造業又は輸入業の登録は5年ごとに更新を受けなければその効力を失います。更新の申請をする場合は、製造所又は営業所ごとに、その所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長が行います。
毒物劇物取扱責任者の設置の届出	法第7条第3項前段	原体製造・輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長に届け出なければなりません。
毒物劇物取扱責任者の変更の届出	法第7条第3項後段	原体製造・輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を変更したときに、その所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長に届け出なければなりません。
取扱品目追加に係る登録の変更	法第9条第1項	原体製造・輸入業者は、登録を受けたもの以外の毒物又は劇物を製造し、又は輸入しようとするときは、その所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長に申請書を提出しなければなりません。
毒物劇物の製造業又は輸入業の廃止	法第10条第1項	原体製造・輸入業者は、毒物劇物の製造業又は輸入業を廃止した場合には、その所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長に届け出なければなりません。
氏名等変更の届出(1)氏名、住所、営業所等の名称(2)施設設備(3)取扱品目(廃止に係るもの)	法第10条第1項	原体製造・輸入業者は、次に掲げる事項に該当する場合には、その所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長に届け出なければなりません。(1)氏名、住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)又は製造所若しくは営業所の名称を変更した場合(2)毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更した場合(3)登録に係る毒物又は劇物の品目を変更した場合(当該品目の製造又は輸入を廃止した場合に限る。)
登録票の書換え交付	毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第35条第1項	原体製造・輸入業者は、登録票の記載事項に変更が生じたときは、その所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長に登録票の書換え交付を申請することができます。

手続名	根拠法令	手続の概要
登録票の再交付	毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項	原体製造・輸入業者は、登録票を破り、汚し、又は失ったときは、その所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長に登録票の再交付を申請することができます。

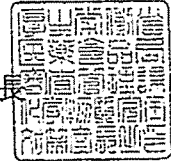


薬食化発第 0315001 号

平成 16 年 3 月 15 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課  
化学物質安全対策室長



「厚生労働省電子申請・届出システム」を利用した毒物及び劇物取締法に係る  
登録等の電子申請について

「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成 15 年 3 月 20 日厚生労働省令第 40 号）に基づき、電子情報処理組織により申請・届出することが可能となり、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）に係る地方厚生局長あての登録申請等については、平成 16 年 3 月 29 日より「厚生労働省電子申請・届出システム」を利用した電子申請が可能となる予定である。電子申請に係る登録等の事務の取扱等については、下記のとおりとしたので、適正迅速な事務処理が図られるよう御協力をお願いするとともに、貴管下関係機関及び関係業者に対する周知及び指導方御配慮願いたい。

なお、紙又は FD 申請等による申請についても、引き続き申請可能としているので、これらの申請については、従来どおりの運用をお願いしたい。

1 電子申請可能な申請の範囲及び概要等

(1) 電子申請可能な申請の範囲

平成 16 年 3 月 29 日より電子申請により受付可能な申請・届出の範囲は、法第 23 条の 3 で委任する毒物及び劇物取締法施行令（以下「令」という。）第 36 条の 7 で規定する都道府県が処理する事務を除く、厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次の手続きとする。

- ・ 毒物劇物製造業、輸入業の登録（法第 4 条第 1 項）
- ・ 毒物劇物製造業、輸入業の更新（法第 4 条第 4 項）
- ・ 毒物劇物取扱責任者の設置の届出（法第 7 条第 3 項前段）
- ・ 毒物劇物取扱責任者の変更の届出（法第 7 条第 3 項後段）

- ・ 取扱品目追加に係る登録の変更（法第9条第1項）
- ・ 氏名等変更の届出（法第10条第1項）
- ・ 登録票の書換え交付（令第35条第1項）
- ・ 登録票の再交付（令第36条第1項）

## （2）毒物劇物営業者登録等システムの概要

毒物劇物営業者登録等システム（以下「毒劇システム」という。）は、行政機関における電子情報処理組織による登録等の事務を行い、毒物及び劇物取締法施行規則（以下「規則」という。）第24条に規定するフレキシブルディスク等による申請又は届出を可能とするシステムとして開発されたものである。この度、「厚生労働省電子申請・届出システム」のネットワークに当該システムを接続することで、オンラインによる電子申請への対応がなされた。

毒劇システムは、申請者システム、都道府県システム及び厚生労働省中央システムから構成され、申請者は、事前に入手したオンライン対応の申請者システムを使用し、電子申請情報を作成し、インターネット環境により「厚生労働省電子申請・届出システム」を用いて、厚生労働省中央システムに申請する。「厚生労働省電子申請・届出システム」において電子署名の検証を行った後、厚生労働省中央システムに到達した電子申請情報は、各都道府県等の受付窓口の都道府県システムに転送される。その後は、FD申請と同様に処理される。

なお、申請には、申請者印の押印に替わる本人確認の手段として、電子署名を利用することとなる。電子署名を行うには、認証局が発行する証明書（電子ファイル）を取得する必要がある。現在、厚生労働省電子申請・届出システムで利用可能な証明書は、電子認証登記所、日本認証サービス株式会社及び社会保険労務士会連合会認証局の電子証明書であり、3月29日から公的個人認証サービスの電子証明書が利用可能となる予定である。

## 2 「厚生労働省電子申請・届出システム」を利用した電子申請に対する登録等の事務の運用について

### （1）受付

手数料の要する申請の際の手数料の納付については、当面の間、電子的な歳入金納付を可能とする歳入金電子納付システムを利用せず、現行のまま収入印紙によるものとし、申請書に添付すべき収入印紙については、申請者システムから出力される当該申請に係る規則で定める様式を記載した書面に貼付し、他の申請書以外の添付書類と一緒に受付機関あて提出することとする。

なお、各受付機関において、電子申請に係る添付書類（収入印紙を貼付した書面も含む）の提出方法、地方公共団体への手数料の納付方法及び受付日の取扱等の申請に関する事務処理要領について定めるとともに、必要に応じ、条例の改正等対応をお願いしたい。

また、貴管下関係機関及び関係業者に対して、各受付機関において定めた添付書類の提出方法の他、申請に係る留意事項について周知されたいこと。

## (2) 進達

申請者が地方厚生局長権限の製造又は輸入業者に係る申請等に係る電子申請を行った場合、申請に係る内容については、電子情報処理組織により進達することとし、添付書類（収入印紙を貼付した書面も含む）については、従来どおり郵送等によって進達されたい。

なお、地方厚生局長が発行する登録票等については、当面の間、従来どおりの公印を押印した書面を交付することとし、交付後、当該書面については従来どおり各都道府県の受付機関あて送付こととするので、申請者への送付等お願いしたい。

その他の取扱いについては、「毒物及び劇物取締法施行令等の一部改正に伴う電子情報処理組織による登録等の事務の取扱い等について」（平成9年3月5日薬安発第18号 厚生省薬務局安全課長通知）によるところとする。

## (3) 設備等の確認等について

申請者が地方厚生局長権限の製造又は輸入業者に係る申請等に係る電子申請を行った場合についても法第5条の規定に基づく規則第4条の4に規定する基準に従い、各都道府県等の担当者により毒物又は劇物の製造作業を行う場所、貯蔵設備、陳列場所及び運搬用具について確認をされたい。

その他の取扱い、業務処理等については、「毒物及び劇物取締法に係る法廷委託事務の実施について」（平成13年2月7日医薬化発第5号 厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室長通知）によるところとする。

## 3 申請者システムの提供について

申請者システムについては、当省から貴都道府県薬務主管課へ貸与するので、申請者等に対し、利用可能となるよう便宜を図られたい。一部の申請者システムについては、厚生労働省のホームページに掲載する予定であるので活用されたい。

また、以下の関係団体においても利用可能となるよう依頼している。

なお、申請者システムに含まれる「受付機関データ (ukeDisk.exe)」については、電子申請情報の送り先が掲載されており、常時更新が必要であることから、厚生労働省および国立医薬品食品衛生研究所に掲載される予定であるので、掲載後、当該ホームページアドレスについて貴管下関係機関及び関係業者に周知されたい。

### (1) 社団法人日本化学工業協会

東京都中央区新川一丁目四番一号 住友不動産六甲ビル七階

TEL 03-3297-2567

### (2) 社団法人日本化学工業品輸入協会

東京都港区西新橋一丁目六番十四号 相馬西新橋ビル

TEL 03-3504-1802

(3) 全国化学工業薬品団体連合会

(東京化学工業薬品同業組合)

東京都中央区日本橋室町二丁目四番十四号 福德会館二階

TEL 03-3241-1060

(大阪化学工業薬品協会)

大阪府大阪市中央区伏見町二丁目四番六号 大阪薬業クラブ五階

TEL 06-6231-1515

(愛知県化学工業薬品協同組合)

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目十五番二十一号 中川ビル三階一八

TEL 052-201-4887

(4) 社団法人日本薬剤師会 学術課

東京都渋谷区渋谷二丁目十二番十五号 長井記念館四階

TEL 03-3406-1171

4 毒劇システム等に関する問合せ及び受付機関の変更の連絡について

毒劇システム等に関する疑義が生じた場合及び各都道府県において新規に受付機関を設置、又は撤廃等する場合は、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室毒物劇物係に問合せ又は連絡することとする。

なお、「厚生労働省電子申請・届出システム」に関する操作方法、エラー等については、下記に示す厚生労働省電子申請・届出システム問合せセンターに直接問合せること。

[問い合わせ先]

(1) 毒劇システム等に関する疑義及び受付機関の設置等における問合せ先

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室毒物劇物係

電話番号：03-5253-1111 (内線2798)

(2) 「厚生労働省電子申請・届出システム」に関する問合せ先

厚生労働省電子申請・届出システム問合せセンター

電話番号：03-3539-5822

メールアドレス：emhlw2003@mhlw.go.jp

事務連絡  
平成16年3月15日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課  
化学物質安全対策室

「厚生労働省電子申請・届出システム」を利用した毒物及び劇物取締法に係る  
登録等の電子申請について(事務連絡)

毒物及び劇物取締法に係る地方厚生局長あて登録申請等については、平成16年3月29日より「厚生労働省電子申請・届出システム」を利用した電子申請が可能となる予定です。

これに伴い、各受付機関において、電子申請に係る添付書類の提出方法、経由事務に係る手数料の納付方法及び受付日の取扱等の申請に関する事務処理要領について定める必要があります。

つきましては、電子申請の受付に係る事務処理要領の策定につき平成16年3月15日付け薬食化発第0315001号による他、下記の事項について留意いただくとともに、電子申請の円滑な運営が行われるよう貴管下関係機関及び関係業者に対して文書又は講習会等を通じて周知の方をお願いします。

なお、周知に際しては、別添に周知に係るパンフレットの記載例を作成いたしましたので適宜ご活用下さい。

## 記

### 1. 電子申請の受付手続きの策定に係る留意事項について

#### (ア) 電子申請等の受付処理

申請・届出の受付日については、申請者が電子申請により申請した日ではなく、従来どおり受付機関が、別途提出される添付資料を含めた申請書又は届出を確認し、受付した日をもって受付日とするなど、受付日に対する取扱いを定め、申請者に周知すること。また、必要に応じ、申請者に対する受付日の連絡方法など定めること。

#### (イ) 添付する書類について



申請者が電子申請を行った場合の申請書以外の添付書類については、書留（又は簡易書留）により受付機関あて送付することとするなど、申請書以外の添付書類を受付機関に提出する方法を定めること。

また、受付機関においては、電子申請が都道府県システムに到達した時点で、申請書に係る添付書類の必要の有無を判断し、一定期間内に別途郵送等により送付される添付書類が到達しない場合は、速やかに申請者に連絡し、添付書類の提出を促す等、申請書や添付書類の不備等があった場合の対処方法について定めること。

（ウ） 副本の取扱について

厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第5項の規定により、電子申請の場合、申請書及び届書の副本については、提出する必要はないとされている。

受付機関において業務の遂行上、添付書類の写し等必要とする場合については、提出すべき添付書類の写しや追加の添付書類の提出を求めるなど、事務処理要領に定め、申請者に周知すること。

（エ） 手数料の納付について

手数料の要する申請の際の手数料の納入については、当面の間、電子的な歳入金納付を可能とする歳入金電子納付システムを利用せず、現行のまま収入印紙によるものとし、申請書に添付すべき収入印紙については、申請者システムから出力される当該申請に係る規則で定める様式を記載した書面に貼付し、他の添付書類と一緒に受付機関あて提出することとする。

電子申請における経由事務にかかる手数料の納付方法については、必要に応じ、紙で申請する場合と別に定めること。その際、条例など改正をする必要があるかどうか確認すること。

（オ） 登録票について

行政機関が発行する登録票等については、当面の間従来どおりの公印を押印した書面を交付することとする。

当該書面については、従来どおり地方厚生局から受付機関等に送付されるので、当該書面の申請者への送付等方法について定めること。

（カ） 受付機関の変更等について

厚生労働中央システムに到達した電子申請情報は、各都道府県等の受付窓口の都道府県システムに転送される。よって、新規に受付機関を設置、又は撤廃等する場合は、事前に厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室毒物劇物担当者に連絡されたいこと。

**毒物及び劇物取締法に係る申請・届出  
(国権限に限る)の電子申請に係る留意事項について**

平成16年3月29日から毒物及び劇物取締法に係る地方厚生局長あて登録申請等については、「厚生労働省電子申請・届出システム」を利用した電子申請が可能となります。電子申請については、下記の注意事項に留意して申請して下さい。

まず、初めて電子申請をされる方は、必ず申請をする前に、電話等により申請方法などを申請書の提出先の受付機関に確認の上、申請を行って下さい\*。

なお、電子申請による申請を行った場合も、従来の紙面での申請と同様、受付機関における設備等の確認等のための立ち入り、登録等申請に伴う標準的事務処理期間（毒物劇物製造業、輸入業の登録、更新、変更については60日、書換え交付、再交付については45日）は変わらないことご留意下さい。

\* 受付機関によっては電子申請が出来ない場合があります。必ず事前に電子申請の申請方法について受付機関にお問い合わせ下さい。なお、受付機関の一覧は厚生労働省又は国立医薬品食品衛生研究所のホームページを参照するか、各都道府県の薬務主管課にお問い合わせ下さい。

**<申請に係る留意点>**

○ **電子申請可能な手続きについて**

法第23条の3で委任する毒物及び劇物取締法施行令（以下「令」という。）第36条の7で規定する都道府県が処理する事務を除く、厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次の手続きです。

- ・ 毒物劇物製造業、輸入業の登録（毒物及び劇物取締法（以下、法という。）第4条第1項）
- ・ 毒物劇物製造業、輸入業の更新（法第4条第4項）
- ・ 毒物劇物取扱責任者の設置の届出（法第7条第3項前段）
- ・ 毒物劇物取扱責任者の変更の届出（法第7条第3項後段）
- ・ 取扱品目追加に係る登録の変更（法第9条第1項）
- ・ 氏名等変更の届出（法第10条第1項）
- ・ 登録票の書換え交付（令第35条第1項）
- ・ 登録票の再交付（令第36条第1項）

※その他の都道府県知事等あての申請については、厚生労働省電子申請・届出システムを通じた申請が出来ませんのでご留意下さい。

○ **電子申請の準備について**

電子申請には、ネットワーク環境、「厚生労働省電子申請・届出システム」における申請者システム及び毒物劇物営業者登録等システムにおける申請者システムが必要です。申請者システムについては厚生労働省のホームページからダウンロード

ドするか、受付機関にお問い合わせ下さい。

また、電子申請には電子署名が必要です。認証局が発行する証明書（電子ファイル）を取得して下さい。現在、厚生労働省電子申請・届出システムで利用可能な証明書は、電子認証登記所、日本認証サービス株式会社及び社会保険労務士会連合会認証局の電子証明書であり、3月29日から公的個人認証サービスの電子証明書が利用可能となる予定です。認証局については、下記のアドレスの記載をご覧ください。

<http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNNinshou.html>

○ **電子申請の申請方法について**

厚生労働省のホームページから「厚生労働省電子申請・届出システム」のご利用方法及び「毒物及び劇物取締法に基づく電子申請について」をご覧ください。

○ **電子申請等の受付日について**

申請・届出の受付日については、申請者が電子申請により申請した日ではなく、従来どおり受付機関が全ての書類を確認し受け付けた日、つまり、別途郵送等により提出される添付資料を含めた申請書又は届出を受付機関が確認し、受付した日をもって受付日とします。

なお、受付日について確認したい場合は、受付機関に電話等でご確認していただくか、所定の連絡先に受付日の連絡がほしい旨申請時に申請者システムの備考欄に記載して下さい。（毒物及び劇物取締法に係る申請については、厚生労働省電子申請・届出システムの備考欄は活用しないで下さい。）

○ **添付する書類について**

申請者が電子申請を行った場合の申請書以外の添付書類については、書留（又は簡易書留）又は受付機関の指示する方法により、電子申請後速やかに受付機関あて送付して下さい。

また、申請書の記載事項の不備、又は添付書類の不足等がございましたら、受付機関より連絡をいたしますので、連絡先については、申請時に必ず記載するようにして下さい。

○ **手数料の納付について**

手数料の納付は、収入印紙により納付して下さい。収入印紙は、申請者システムから出力される当該申請に係る規則で定める様式を記載した書面に貼付し、他の添付書類と一緒に受付機関あて送付して下さい。

なお、経由事務にかかる手数料の納付については、収入印紙を貼付した書面とは別に申請者システムから出力された書面の写しに証紙を添付し提出して下さい。収入印紙を貼付した書面等に証紙等を貼付しないようにして下さい。

○ **副本の取扱について**

厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第5項の規定により、電子申請の場合、申請書及び届書の副本については、提出する必要はありません。ただし、添付書類については、正

本の他写しを2部提出していただき、それぞれに申請者システムから出力される当該申請に係る規則で定める様式を記載した書面を表に添付して提出して下さい。

○ 申請者の連絡先等備考欄の記載について

申請者の電子メールアドレス他連絡事項を備考に記載する場合には、申請時に申請者システムの備考欄を利用して下さい。(毒物及び劇物取締法に係る申請については、厚生労働省電子申請・届出システムの備考欄は活用しないで下さい。)

○ 登録票について

行政機関が発行する登録票等については、従来どおりの公印を押印した書面が交付されます。

○ 紙又はFD申請等による申請書等について

従来どおり受付します。

○ 受付機関について

受付機関については、厚生労働省および国立医薬品食品衛生研究所のホームページに最新のものが記載されています。電子申請の情報が確実に受付機関に配布されるよう、同ホームページに掲載されている最新の「受付機関データ」をダウンロードし、申請者システムのファイルを更新するようお願いいたします。

○ 問合せ機関について

申請に必要な毒物劇物営業等登録システム、その操作方法及びQ&Aについては、厚生労働省のホームページ又は国立医薬品食品衛生研究所のホームページで入手できますのでそこからダウンロードしてご利用下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/>

<http://www.nihs.go.jp/index-j.html>

受付の確認や申請に関する問い合わせについては、電話等により受付機関に確認していただきますようお願いいたします。

受付機関連絡先：〇〇県庁

電話番号：

メールアドレス：

厚生労働省電子申請・届出システムに関する操作方法、エラー等については、下記の厚生労働省電子申請・届出システム問合せセンターに直接問い合わせして下さい。

厚生労働省電子申請・届出システム問合せセンター

電話番号：03-3539-5822

メールアドレス：[emhlw2003@mhlw.go.jp](mailto:emhlw2003@mhlw.go.jp)

各 { 都 道 府 県 }  
      { 保健所設置市 } 衛生主管部 (局) 長 殿  
      { 特 別 区 }

厚生労働省医薬食品局審査管理課  
化学物質安全対策室長

「厚生労働省電子申請・届出システム」を利用した電子申請に対する登録等の事務の運用の変更について

標記に関しては、平成 16 年 3 月 15 日付薬食化発第 0315001 号「厚生労働省電子申請・届出システム」を利用した毒物及び劇物取締法に係る登録等の電子申請について」により運用を御願ひしているところですが、今般、システムの改修を行い、平成 18 年 4 月 1 日より下記の通り運用を変更する予定ですので、御協力をお願いするとともに、貴管下関係機関及び関係業者に対する周知及び指導方御配慮願ひいたします。

なお、紙又は F D 申請等による申請についても、引き続き申請可能としているので、これらの申請については、従来どおりの運用をお願いしたい。

記

1 「厚生労働省電子申請・届出システム」を利用した電子申請に対する登録等の事務の運用の変更について

(1) 受付方法の変更

(i) 電子申請に係る手数料の納付方法の変更

手数料の要する申請の際の手数料 (国分) の納付について、歳入金電子納付システムを利用することとしました。平成 18 年 4 月 1 日以降、電子申請を行う場合は、事前に歳入金電子納付システムにより手数料 (国分) を納付する必要があります。

なお、平成 18 年 4 月 1 日以降は手数料 (国分) の納付が完了しない限り、各受付機関に電子申請情報が伝達されませんので、電子申請情報の到着をもって、手数料の納付が完了したと処理してください。

また、歳入金電子納付システムを利用して納めることができる手数料は国庫

に納付される分（従来の収入印紙分）のみですので、誤って地方自治体が定める手数料が納付されないよう十分周知を行ってください。

(ii)電子申請に係る添付書類の取扱いの変更

申請書以外の添付書類についても平成18年4月1日以降は電子申請システムを利用して提出できることとなりました。

ただし、毒物及び劇物取締法施行規則第5条第2項第1号に定める毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号に規定する学校を卒業したことを証する書面等の正本を必要とする添付書類であって、申請者が当該添付書類を発行機関より紙媒体で入手していた場合は、従来どおりの郵送等の方法で提出を求めてください。

なお、電子申請可能な添付書類の電子ファイルの種類については、各受付機関のシステムにおいて閲覧可能なものに限られることから、各受付機関で次の点について申請者に周知をお願いいたします。

- ① 添付書類の電子ファイルでの申請の可否
- ② 可とする場合の運用の開始時期と受付可能な電子ファイルの種類

(2) 進達方法の変更

(i)添付書類等の進達方法の変更

申請者が地方厚生局長権限の製造又は輸入業者に係る申請等に係る電子申請を行った場合、申請に係る内容及び添付書類の電子ファイルについては、電子情報処理組織により進達することとし、その他の紙媒体の添付書類などがある場合については、従来どおり郵送等によって進達して下さい。

(ii)登録票の交付方法の変更

電子申請された場合の地方厚生局長が発行する登録票については、平成18年4月1日以降は申請者に直接電子公文書が発行されることとなりますが、当面の間、従来どおりの公印を押印した書面も交付することとし、交付後、当該書面については従来どおり各都道府県の受付機関あて送付こととするので、申請者への送付等お願いします。

(3) その他の取扱い

その他の取扱いについては、平成16年3月15日付薬食化発第0315001号「厚生労働省電子申請・届出システム」を利用した毒物及び劇物取締法に係る登録等の電子申請について」とよるところとします。

2 受付機関の変更の連絡について

電子申請の受付機関及び対応状況について、次のホームページに掲載されています。

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/denshi/shinsei/2.html>

各都道府県において新規に受付機関を設置、又は撤廃等する場合や電子申請の受付状況が変更された場合等当該ホームページの内容の変更が必要な場合は、その都度厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室毒物劇物係に連絡して下さい。(様式自由)

### 3 毒劇システム等に関する問合せ

毒劇システム等に関する疑義が生じた場合は、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室毒物劇物係に問合せ下さい。

なお、「厚生労働省電子申請・届出システム」に関する操作方法、エラー等については、下記に示す厚生労働省電子申請・届出システム問合せセンターに直接問合せること。

[問い合わせ先]

(1) 毒劇システム等に関する疑義及び受付機関の設置等における問合せ先

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室毒物劇物係

電話番号：03-5253-1111 (内線2798)

(2) 「厚生労働省電子申請・届出システム」に関する問合せ先

厚生労働省電子申請・届出システム問合せセンター

電話番号：03-3539-5822

メールアドレス：emhlw2003@mhlw.go.jp